

市有地の売却（一般競争入札）

日時 10月11日（木）午前9時30分から
会場 市役所2階205会議室
保証金 入札前に見積額の100分の3以上の金額を納入
参加申込受付期間 9月28日（金）午後5時15分まで
※郵送の場合は28日必着
売却物件概要

	所在地	地目	公簿面積 (㎡)	最低売却価格
1	東青梅4丁目14番16外1筆	宅地	508.56	6,300万円
2	新町5丁目7番9	宅地	479.89	5,800万円
3	天ヶ瀬町1089番18外1筆	宅地	324.99	3,000万円
4	天ヶ瀬町1089番24外1筆	宅地	359.47	3,000万円

その他 詳細は応募要領参照（市ホームページからダウンロード可）▷地盤調査等は行っていません。現地立ち入り場合は総務契約課へ
応募要領の配付、申し込み 総務契約課管財係（市役所5階）

扶養控除等申告書は期限までにご提出ください

老齢年金の年金額が、65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の場合、各支払月の年金から所得税が源泉徴収されます。源泉徴収の対象となる方には、9月中旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、期限までにご提出してください。

この申告書を提出することにより、平成31年中の年金額にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出しないと各種控除が受けられず、源泉徴収税額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ

▷ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-005-1165（050から始まる電話でかける場合は ☎03-6700-1165）…月～金曜日 午前8時30分～午後7時（第2土曜日は午前9時～午後5時）

▷青梅年金事務所 ☎30-3410…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（週初は午後7時まで、第2土曜日は午前9時30分～午後4時）

※いずれも、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

青梅市くらしのガイドに 広告を掲載しませんか

市では、市の行政情報を掲載した「青梅市くらしのガイド」を、平成28年度に引き続き、株式会社サイネックスとの官民協働事業として発行します。

「青梅市くらしのガイド」に掲載する広告を募るため、同社の担当者が市章の入った名刺を持って市内の商店や事業所を訪問します。広告の掲載を希望する方は、同社へ直接お申し込みください。
※広告料の先払いを要求することは、絶対にありません。詐欺行為にご注意ください。

問い合わせ

▷広告に関する事…株式会社サイネックス西東京支店 ☎042-548-1556
▷発行に関する事…市秘書広報課広報係

平成30年住宅・土地統計調査にご協力ください

この調査は、昭和23年以来5年ごとに行われており、今回は15回目にあたります。

調査目的 近年、多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化、住環境対策としての空き家対策の重要性の高まりを踏まえ、住宅のストックのみならず、少子・高齢社会を支える居住環境、耐久性・防火性といった住宅性能水準の達成や省エネルギー性能住宅、土地の有効利用状況、空き家を含めた住生活の実態を明らかにすることをねらいとしています。

調査基準日 平成30年10月1日

調査方法 無作為に選定した全国約370万世帯、市では約3,000世帯が対象です。9月中

旬から知事が任命した調査員が対象世帯に調査書類を配布しますので、インターネットまたは紙の調査票での回答をお願いします。

調査結果 国や都道府県・市区町村が住生活基本計画やまちづくり施策などを立案するための重要な資料として利用され、私たちの住生活の向上に大切な役割を果たします。31年夏ごろに統計局ホームページ、報告書などで、順次公表していく予定です。

記入内容の秘密は守られます 調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられています。

問い合わせ 総務契約課庶務係

納期内納税・納付にご協力ください

口座振替のご利用を

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、それぞれ納期限が決められています。決められた納期限までに納付してください。

自動的に納付できる口座振替の利用をお勧めします。

納期限までに納められない場合は

事情により納期限までに市税等を納めることができない場合は、そのままにせず、事前に電話で連絡のうえ、印鑑、納税（入）通知書、納付が難しい事情を説明できる資料、本人確認書類をお持ちになり、収納課へ納付相談にお越しください。

滞納してしまった場合は

決められた納期限までに市税等を納めないことを滞納といいます。

滞納している方には、督促状や催告書などで納付をお願いしています。

それでも納めていただけない場合は、納期限までに納めた方との公平性を保つため、やむをえず、滞納している方の財産（銀行

預金、給料、動産、不動産など）を差し押さえ、これらを処分して滞納している市税等に充てる滞納処分を行います。

督促状や催告書が届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

また、事情により一括納付できない場合は、事前に電話で連絡のうえ、印鑑、督促状や催告書、納付が難しい事情を説明できる資料、本人確認書類をお持ちになり、収納課へ納付相談にお越しください。

滞納してしまったら

延滞金も納めていただきます

滞納すると、本来の納付額のほかに、延滞金も合わせて納めていただくこととなります。

延滞金は、滞納額を基礎に、納期限の翌日から起算し、納付日までの日数に応じて計算します。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは切り捨てます。また、その金額が1千円未満であるときは全額を切り捨てます。

問い合わせ 収納課（市役所1階）

市立総合病院を見学しませんか

日時 10月31日（水）午後2時30分～4時30分ごろ

対象 市内在住・在勤・在学者

※団体申し込み不可

内容 病院の概要説明、ヘリポート、救命救急センター、屋上庭園等の見学

定員 先着15人（予約制）

申し込み 10月25日までに電話 ☎22-3191で総合病院施設課施設管理係へ

※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時



傍聴にお出かけください

	青梅市スポーツ振興審議会	青梅市都市計画審議会	障害者地域自立支援協議会
日時	9月28日（金） 午前10時から	10月1日（月） 午前9時30分から	10月1日（月） 午後2時～午後4時
会場	市役所2階 204会議室	市役所議会棟3階 大会議室	市役所2階 202・203会議室
内容	青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等について ほか	青梅都市計画道路の変更について、青梅都市計画市街地再開発事業について ほか	専門部会の活動等について
定員	先着8人	10人（抽選）	先着10人
傍聴受付	当日の午前9時30分～10時に会場入り口で	当日の午前8時45分～9時に会場入り口で	9月28日（手話通訳利用者は25日）までに電話または直接障がい者福祉課（市役所1階）へ ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ	スポーツ推進課スポーツ推進係	都市計画課計画係	障がい者福祉課認定サービス係

青梅都市計画道路変更案の縦覧

都では、青梅都市計画道路3・5・29号和田線の都市計画変更案を縦覧します。

縦覧期間 9月19日（水）～10月3日（水）
※土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所 都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（都庁第二本庁舎12階北側）、市土木課（市役所5階）

意見書の提出 この都市計画変更案に意見のある市民および利害関係人は、縦覧期間中に都へ意見書を提出することができます。

詳細・問い合わせ 都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎03-5388-3225、市土木課